

参考配布

平成 30 年 3 月 1 日

【照会先】

職業安定局需給調整事業課

課長 牛島 聡

主任中央需給調整事業指導官 三輪 宗文

課長補佐 塩月 英治

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5325)

(直通電話) 03(3502)5227

派遣禁止業務への労働者派遣を行っていた派遣元事業主に対する行政処分について ～労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び改善命令について～

標記について、大阪労働局から別添のとおり行政処分を実施し、当該処分に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。なお、別添は、大阪労働局が配布した資料です。



大阪労働局発表
平成30年3月1日

担 当	大阪労働局 需給調整事業部 需給調整事業第二課長 菊池 みゆき 主任需給調整指導官 浅田 雅彦 電話 06-4790-6319
--------	--

派遣禁止業務への労働者派遣を行っていた
派遣元事業主に対する行政処分について

～労働者派遣事業主に対する労働者派遣事業停止命令及び改善命令について～

大阪労働局（局長：田畑 一雄）は、本日下記のとおり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成27年法律第73号。以下「労働者派遣法改正法」という。）附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令を行った。

当該事業主は、労働者派遣が禁止されている「警備業務」について労働者派遣事業を行っていたものである。

記

第1 被処分派遣元事業主

名 称	東宝ビル管理株式会社
代表者の職氏名	代表取締役 松本 雅文
事業主所在地	大阪市北区梅田1丁目3番1-700号
届出に関する事項	届出受理番号 特27-020081 届出受理年月日 昭和61年9月1日

第2 処分の内容

労働者派遣法改正法附則第6条第5項に基づく労働者派遣事業停止命令
（労働者派遣事業停止命令の内容は第4のとおり）

労働者派遣法第49条第1項に基づく労働者派遣事業改善命令
（労働者派遣事業改善命令の内容は第5のとおり）

第3 処分理由

東宝ビル管理株式会社は、大阪市北区梅田1丁目3番1-700号に本社を置き、特定労働者派遣事業を営む事業主（特27-020081）であるが、

法人Aと業務内容を「受付及び駐車場管理」とする労働者派遣契約を締結し、少なくとも平成23年1月1日から平成29年10月31日までの間、警備業法第2条第1項第1号及び第2号に掲げる警備業務について、延べ4,785人日の労働者派遣事業を行ったものであり、

このことは、労働者派遣法第4条第1項第3号に違反する。

第4 労働者派遣事業停止命令の内容

平成30年3月2日から平成30年5月1日までの間、労働者派遣事業を停止すること。

第5 労働者派遣事業改善命令の内容

東宝ビル管理株式会社における労働者派遣事業の適正な運営のために、以下のことを実施し、当該事業運営の改善を行うこと。

- (1) 当該処分の理由に係る原因の究明
- (2) 前記(1)を念頭に今後の再発防止策の策定
- (3) 労働者派遣法その他労働に関する法律の遵守に係る責任体制の明確化
- (4) 役職員の労働者派遣法その他労働に関する法律の理解及び遵守の徹底

なお、前記(3)及び(4)の法律の遵守の徹底に当たり、労働者派遣事業が労働者派遣法等に則って行われているか総点検を行い、これらに係る違反があった場合には、労働者の雇用の安定を図るための措置を講ずることを前提に、速やかに是正すること。

また、総点検に当たっては、特に次の法条項について、重点的に点検すること。

- ① 労働者派遣法第4条第1項
 - ② 労働者派遣法第11条第1項
 - ③ 労働者派遣法第24条の3
 - ④ 労働者派遣法第26条第1項及び第5項
 - ⑤ 労働者派遣法第34条第1項及び第3項
 - ⑥ 労働者派遣法第34条の2
 - ⑦ 労働者派遣法第35条第1項
 - ⑧ 労働者派遣法第37条第1項
 - ⑨ 派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針
(平成11年11月17日労働省告示第137号)
- (5) 内部管理体制（人的構成と体制の構築等）の再構築・整備

参 考

労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、この派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

なお、平成 27 年 9 月 30 日より施行された改正法により、一般労働者派遣事業と特定労働者派遣事業の区別を廃止し、全ての労働者派遣事業が許可制となったが、平成 30 年 9 月 29 日までは、経過措置により、特定労働者派遣事業者は、派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。

「一般労働者派遣事業」

- 特定労働者派遣事業以外の労働者派遣事業をいう。(派遣労働を希望する労働者を登録しておき、労働者派遣をするに際し、当該登録されている者の中から期間の定めのある労働者派遣をするいわゆる登録型の労働者派遣事業は、一般労働者派遣事業の典型的な形態である。)
- 一般労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

「特定労働者派遣事業」

- 派遣労働者が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業をいう。
- 特定労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣に対して届出をしなければならない。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

(昭和 60 年法律第 88 号) (抄)

第 4 条

第 1 項

何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

第 3 号 警備業法 (昭和 47 年法律第 117 号) 第 2 条第 1 項各号に掲げる業務その他その業務の実施の適正を確保するためには業として行う労働者派遣 (次節並びに第 23 条第 2 項、第 4 項及び第 5 項において単に「労働者派遣」という。) により派遣労働者に従事させることが適当でないと認められる業務として政令で定める業務

(変更の届出)

第11条

第1項

派遣元事業主は、第5条第2項各号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない。この場合において、当該変更に係る事項が労働者派遣事業を行う事業所の新設に係るものであるときは、当該事業所に係る事業計画書その他厚生労働省令で定める書類を添付しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第24条の3

第1項

派遣元事業主は、労働者派遣に関し、労働者の個人情報を収集し、保管し、又は使用するに当たっては、その業務（紹介予定派遣をする場合における職業紹介を含む。次条において同じ。）の目的の達成に必要な範囲内で労働者の個人情報を収集し、並びに当該収集の目的の範囲内でこれを保管し、及び使用しなければならない。ただし、本人の同意がある場合その他正当な事由がある場合は、この限りでない。

第2項

派遣元事業主は、労働者の個人情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない。

(契約の内容等)

第26条

第1項

労働者派遣契約（当事者の一方が相手方に対し労働者派遣をすることを約する契約をいう。以下同じ。）の当事者は、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者派遣契約の締結に際し、次に掲げる事項を定めるとともに、その内容の差異に応じて派遣労働者の人数を定めなければならない。

第1号 派遣労働者が従事する業務の内容

第2号 派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所の名称及び所在地その他派遣就業の場所並びに組織単位（労働者の配置の区分にあつて、配置された労働者の業務の遂行を指揮命令する職務上の地位にある者が当該労働者の業務の配分に関して直接の権限を有するものとして厚生労働省令で定めるものをいう。以下同じ。）

第3号 労働者派遣の役務の提供を受ける者のために、就業中の派遣労働者を直接指揮命令する者に関する事項

第4号 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日

- 第5号 派遣就業の開始及び終了の時刻並びに休憩時間
- 第6号 安全及び衛生に関する事項
- 第7号 派遣労働者から苦情の申出を受けた場合における当該申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 第8号 派遣労働者の新たな就業の機会の確保、派遣労働者に対する休業手当（労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第二十六条の規定により使用者が支払うべき手当をいう。第二十九条の二において同じ。）等の支払に要する費用を確保するための当該費用の負担に関する措置その他の労働者派遣契約の解除に当たって講ずる派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関する事項
- 第9号 労働者派遣契約が紹介予定派遣に係るものである場合にあっては、当該職業紹介により従事すべき業務の内容及び労働条件その他の当該紹介予定派遣に関する事項
- 第10号 前各号に掲げるもののほか、厚生労働省令で定める事項

第5項

派遣元事業主は、新たな労働者派遣契約に基づく労働者派遣の役務の提供を受けようとする者から前項の規定による通知がないときは、当該者との間で、当該者の事業所その他派遣就業の場所の業務に係る労働者派遣契約を締結してはならない。

(特定有期雇用派遣労働者等の雇用の安定等)

第30条

第1項

派遣元事業主は、その雇用する有期雇用派遣労働者（期間を定めて雇用される派遣労働者をいう。以下同じ。）であつて派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して一年以上の期間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがあるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下「特定有期雇用派遣労働者」という。）その他雇用の安定を図る必要性が高いと認められる者として厚生労働省令で定めるもの又は派遣労働者として期間を定めて雇用しようとする労働者であつて雇用の安定を図る必要性が高いと認められるものとして厚生労働省令で定めるもの（以下この項において「特定有期雇用派遣労働者等」という。）に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次の各号の措置を講ずるように努めなければならない。

- 第1号 派遣先に対し、特定有期雇用派遣労働者に対して労働契約の申込みをすることを求めること。
- 第2号 派遣労働者として就業させることができるように就業（その条件が、特定有期雇用派遣労働者等の能力、経験その他厚生労働省令で定め

る事項に照らして合理的なものに限る。)の機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。

第3号 派遣労働者以外の労働者として期間を定めないで雇用することができるように雇用の機会を確保するとともに、その機会を特定有期雇用派遣労働者等に提供すること。

第4号 前三号に掲げるもののほか、特定有期雇用派遣労働者等を対象とした教育訓練であつて雇用の安定に特に資すると認められるものとして厚生労働省令で定めるものその他の雇用の安定を図るために必要な措置として厚生労働省令で定めるものを講ずること。

第2項

派遣先の事業所その他派遣就業の場所における同一の組織単位の業務について継続して三年間当該労働者派遣に係る労働に従事する見込みがある特定有期雇用派遣労働者に係る前項の規定の適用については、同項中「講ずるように努めなければ」とあるのは、「講じなければ」とする。

(就業条件等の明示)

第34条

第1項

派遣元事業主は、労働者派遣をしようとするときは、あらかじめ、当該労働者派遣に係る派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項（当該労働者派遣が第40条の2第1項各号のいずれかに該当する場合にあつては、第3号及び第4号に掲げる事項を除く。）を明示しなければならない。

第1号 当該労働者派遣をしようとする旨

第2号 第26条第1項各号に掲げる事項その他厚生労働省令で定める事項であつて当該派遣労働者に係るもの

第3号 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所における組織単位の業務について派遣元事業主が第35条の3の規定に抵触することとなる最初の日

第4号 当該派遣労働者が労働者派遣に係る労働に従事する事業所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が第40条の2第1項の規定に抵触することとなる最初の日

第2項

派遣元事業主は、派遣先から第40条の2第7項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、当該通知に係る事務所その他派遣就業の場所の業務に従事する派遣労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該事務所その他派遣就業の場所の業務について派遣先が同条第1項の規定に抵触することとなる最初の日を明示しなければならない。

第3項

派遣元事業主は、前2項の規定による明示をするに当たっては、派遣先が第40条の6第1項第3号又は第4号に該当する行為を行った場合には同項の規定により労働契約の申込みをしたものとみなされることとなる旨を併せて明示しなければならない。

(労働者派遣に関する料金の額の明示)

第34条の2

第1項

派遣元事業主は、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該労働者に係る労働者派遣に関する料金の額として厚生労働省令で定める額を明示しなければならない。

第1号 労働者を派遣労働者として雇い入れようとする場合 当該労働者

第2号 労働者派遣をしようとする場合及び労働者派遣に関する料金の額を変更する場合 当該労働者派遣に係る派遣労働者

(派遣先への通知)

第35条

第1項

派遣元事業主は、労働者派遣をするときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を派遣先に通知しなければならない。

第1号 当該労働者派遣に係る派遣労働者の氏名

第2号 当該労働者派遣に係る派遣労働者が無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別

第3号 当該労働者派遣に係る派遣労働者が第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別

第4号 当該労働者派遣に係る派遣労働者に関する健康保険法第39条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認、厚生年金保険法18条第1項の規定による被保険者の資格の取得の確認及び雇用保険法第9条第1項の規定による被保険者となつたことの確認の有無に関する事項であつて厚生労働省令で定めるもの

第5号 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の期間)

第35条の3

第1項

派遣元事業主は、派遣先の事業所その他派遣就業の場所における組織単位ごとの業務について、三年を超える期間継続して同一の派遣労働者に係る労働者派

遣（第四十条の二第一項各号のいずれかに該当するものを除く。）を行つてはならない。

(派遣元管理台帳)

第37条

第1項

派遣元事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、派遣就業に関し、派遣元管理台帳を作成し、当該台帳に派遣労働者ごとに次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 第1号 無期雇用派遣労働者であるか有期雇用派遣労働者であるかの別（当該派遣労働者が有期雇用派遣労働者である場合にあつては、当該有期雇用派遣労働者に係る労働契約の期間）
- 第2号 第40条の2第1項第2号の厚生労働省令で定める者であるか否かの別
- 第3号 派遣先の氏名又は名称
- 第4号 事業所の所在地その他派遣就業の場所及び組織単位
- 第5号 労働者派遣の期間及び派遣就業をする日
- 第6号 始業及び終業の時刻
- 第7号 従事する業務の種類
- 第8号 第30条第1項（同条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により講じた措置
- 第9号 教育訓練（厚生労働省令で定めるものに限る。）を行つた日時及び内容
- 第10号 派遣労働者から申出を受けた苦情の処理に関する事項
- 第11号 紹介予定派遣に係る派遣労働者については、当該紹介予定派遣に関する事項
- 第12号 その他厚生労働省令で定める事項

(労働者派遣の役務の提供を受ける期間)

第40条の2

第1項

派遣先は、当該派遣先の事業所その他派遣就業の場所ごとの業務について、派遣元事業主から派遣可能期間を超える期間継続して労働者派遣の役務の提供を受けてはならない。ただし、当該労働者派遣が次の各号のいずれかに該当するものであるときは、この限りでない。

- 第1号 無期雇用派遣労働者に係る労働者派遣
- 第2号 雇用の機会の確保が特に困難である派遣労働者であつてその雇用の継続等を図る必要があると認められるものとして厚生労働省令

- で定める者に係る労働者派遣
- 第3号 次のイ又はロに該当する業務に係る労働者派遣
- イ 事業の開始、転換、拡大、縮小又は廃止のための業務であつて一定の期間内に完了することが予定されているもの
- ロ その業務が一箇月間に行われる日数が、当該派遣就業に係る派遣先に雇用される通常の労働者の一箇月間の所定労働日数に比し相当程度少なく、かつ、厚生労働大臣の定める日数以下である業務
- 第4号 当該派遣先に雇用される労働者が労働基準法第65条第1項及び第2項の規定により休業し、並びに育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第2条第1号に規定する育児休業をする場合における当該労働者の業務その他これに準ずる場合として厚生労働省令で定める場合における当該労働者の業務に係る労働者派遣
- 第5号 当該派遣先に雇用される労働者が育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第2条第2号に規定する介護休業をし、及びこれに準ずる休業として厚生労働省令で定める休業をする場合における当該労働者の業務に係る労働者派遣

(改善命令等)

第49条

第1項

厚生労働大臣は、派遣元事業主が当該労働者派遣事業に関しこの法律（第23条第3項、第23条の2及び第30条第2項の規定により読み替えて適用する同条第一項の規定を除く。）その他労働に関する法律の規定（これらの規定に基づく命令の規定を含む。）に違反した場合において、適正な派遣就業を確保するため必要があると認めるときは、当該派遣元事業主に対し、派遣労働者に係る雇用管理の方法の改善その他当該労働者派遣事業の運営を改善するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(権限の委任)

第56条

第1項

この法律に定める厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律

(平成 27 年法律第 73 号) (抄)

(特定労働者派遣事業に関する経過措置)

附則第 6 条

第 1 項

この法律の施行の際現に旧法第 16 条第 1 項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業（旧法第 2 条第 5 号に規定する特定労働者派遣事業をいう。）を行っている者は、施行日から起算して三年を経過する日までの間（当該期間内に第 4 項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第 13 条第 1 項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間）は、新法第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者（業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。）が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

第 2 項

前項の規定による労働者派遣事業に関しては、新法第 5 条、第 7 条から第 10 条まで、第 11 条第 1 項後段及び第 2 項から第 4 項まで、第 13 条第 2 項、第 14 条並びに第 54 条の規定は適用しないものとし、新法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を新法第 2 条第 4 号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、新法第 11 条第 1 項中「第 5 条第 2 項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 73 号）第 1 条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「平成 27 年改正前法」という。）第 16 条第 1 項の届出書に記載すべきこととされた」と、新法第 26 条第 3 項中「第 5 条第 1 項の許可を受けている」とあるのは「平成 27 年改正前法第 16 条第 1 項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。

第 5 項

厚生労働大臣は、第 1 項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法（第 3 章第 4 節の規定を除く。）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反し

たとき、又は職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

警備業法

(昭和47年法律第117号) (抄)

(定義)

第2条

第1項

この法律において「警備業務」とは、次の各号のいずれかに該当する業務であつて、他人の需要に応じて行うものをいう。

- 第1号 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等（以下「警備業務対象施設」という。）における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 第2号 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 第3号 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
- 第4号 人の身体に対する危害の発生を、その周辺において警戒し、防止する業務